40. 兵庫県建設リサイクルガイドライン

# 目 次

<ul><li>2 建設リサイクル関係書類の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	
<ol> <li>1) リサイクル関係書類の作成について[建築工事等]</li> </ol>	
3 各様式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40-6
説明書表書(様式1)	40 - 7
説明書資料(様式1-1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40-8
別紙(様式1-2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40-9
法13条書面(様式2-1~2-3) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40 - 10
法13条書面の裏紙(様式2-4)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 - 13
通知書表書き (様式3)	40 - 14
再生資源利用計画書(様式4-1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 - 15
再生資源利用促進計画書(様式4-2) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40 - 16
告知書表書 (様式5)	40 - 17
再生資源利用実施書(様式6-1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40 - 18
再生資源利用促進実施書(様式6-2)	40 - 19
リサイクル阻害要因説明書 (様式7) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40 - 20
再資源化等報告書(様式8) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40 - 22
建設資材廃棄物引渡完了報告書(様式9) ·····	40-23

### 1 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて

### (1)目的

「近畿地方における建設リサイクル推進計画」における目標値(以下「目標値」という。)を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルールの徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再 生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の 各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。

### (2) 対象事業

県土整備部所管の全ての事業(受託事業を含む)を対象とする。

### (3) 実施事項

### 1)計画·設計、積算段階

対象事業を実施する機関(以下「発注機関」という。)の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。

- ①建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。
- ②建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・砕石等再生材利用を検討する。
- ③建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整 を行う。

### 2) 契約段階

○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を 請け負う建設工事事業者(以下、「元請業者」という。)に対し、以下の書類の 作成・提出を指示する。

- ①工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」(様式4-1、4-2)
- ②工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」(様式6-1、6-2) うち、対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。
- (※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市 条例が適用される。)
- ○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合 発注機関の工事担当者は、同法第12条第1項に基づき、工事契約に先立って、

落札者から説明書(様式1及び様式1に示す添付資料)及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等が適切であることを確認する。

### 3) 施工段階

- ○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合 発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・ チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルールの徹底を図る。
- ①工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。
- ②工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書(様式7)を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。
- ○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合 発注機関の工事担当者は、工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、 同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書(様式8)の提出を受け、特定建 設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。
- ○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解 体工事を含む場合

発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」 (平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材 廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告 (様式9)に産業廃棄物管理票(運搬終了報告・通知)の写しが添付されたもの の提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。

但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。

### (4) その他

工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・ 調整等を改めて実施するものとする。 本ガイドラインの策定及び改訂について

平成16年8月1日策定

平成20年3月3日改訂(平成20年4月1日適用)

平成22年6月25日改訂(平成22年7月1日適用)

平成23年4月28日改訂(平成23年5月1日適用)

平成29年7月18日改訂(平成29年8月1日適用)

### (5) 各品目におけるリサイクル目標値

各品目におけるリサイクル目標値については、最新の「近畿地方におけるリサイクル推進計画」によるものとする。

### (6)特記仕様書について

【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】

(建設副産物対策)

リサイクルの実施状況を把握し、「近畿地方におけるリサイクル推進計画」の推進 を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。

- ① 工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」
- ② 工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」
- ※土木工事については「土木工事共通仕様書(平成26年10月)」(兵庫県県土整備部)に 掲載済みのため不要。
- 【建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】 (建設副産物対策)

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。

- ※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条 例の名称等を記載する。
- ※土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。

# 2 建設リサイクル関係書類の作成について

(1) リサイクル関係書類の作成について「十木丁車」

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時				Ę		
詳細設置任寺	1	1	1	1		1
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等〜の処分 条件等を記載する)		<b>基票</b> 基本	製作者に添け	I	建設資材を搬入又は建設局庭物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Con, As, 木材等)を使用又は排出し、かつ、 請負金額が500万円 (税込み)以上の解体工事を含む場合 の追記有)
2) 工事契約前	翌年(孫八1)	説明書資料(様式 1-1) 別紙(様式 1-2) 工程表(任意様式)	<b>春</b>	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材(Con, As、木材等)を使用又は排出し、
3) 工事契約時	13 条書面(様式 2-1~2-4)	1	契約事務担当者	契約書に添け	法第13条 省令第4条	かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成
4) 工事着手前	通治神(孫八3)	CREDAS (計画書) (株式 4-1、4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請 業者に提出)
	告知書 (様式5) (工事担当者より元請業者 (5周知)	通知書 (株式3) の表の写し 説明書添付資料 (株式1-2、工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	
	CREDAS (計画書) (様式 4-1、4-2)	I	工事請負者	工事担当者	1947005 11" 71"	建設資材を搬入又は建設層庫物を排出する場合に作成
5) 工事完了時 (再資源化等	(R) (美施書) ((株式 6-1, 6-2)	1	工事請負者	工事担当者	1449100° 41° 742	注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
完了時)	阻害要因説明書 (様式7)	_	工事担当者	設計書に添け	1410101 14 740	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成
	再資源化等報告書(様式8)	CREDAS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (連搬終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長(環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材 (Con, Vs, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、諸負金額が 500 万円 (税込み) 以上の解体工事を含む場 合に作成

# 根拠等

法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(fil2.5) 省令:特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(fil4.3) 条例:兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(県 fil5.3 制定、fil9.3 改正)※施工区域が政令市(种戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市)の場合は各市条例による。

(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】

19   19   19   19   19   19   19   19	(2) リサイクル関	(2) リサイクル関係書類の作成について 【建築工事等	<b>閏築工事等</b> 】				
(中茂)   (中茂)	作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
(中茂路   株配   株配   大   大   大   大   大   大   大   大   大	概略設計・予備設計時		ı	I	ı		I
(4) (中茂跡 (中茂) (中茂) (中茂) (中茂) (中茂) (中茂) (中茂) (中茂)	許細設計時	1	ı	I	I	1	1
説明書 (株式 1)   説明書資料 (株式 1-1)   操札者   工事担当者   注第 12 条第 12 条 12 条	1) 工事設計書作成時 (模算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	I	工事担当者	設計書に添付		建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、 床面積の合計が80㎡以上の建築物の
13 条書面 (株式 2-1 ~ 2-4)	2) 工事契約前	説明書(様之1)	説明書資料 (株式1-1) 別紙 (株式1-2) 工程表 (任食様式)	紫礼者	工事担当者	法第12条第1項	#〒十十・80分割日1-2日1-14) 特定建設資材 (Car, As, 木材等) を使用又は提出し、から、床面積の合計が80 点以上の建築物の解体工事。床面積の
通知書(株式3)       CRDAS (計画書) (株式4-1, 4-2)       工事担当者 (株式5)       供知事者 (株式5)       (建築部局)       注第11条         古知書(株式5)       通知書(株式3)       通知書(株式3)の表の写し       元請業者       下請業者       法第12条第2項         (CEDAS (計画書)       の写し (工事理等前所は2)       工事請負者       工事担当者       別40㎡ 化 740         所以等 (株式4-1, 4-2)       一       工事担当者       別40端 化 740         所以等 (株式6-1, 6-2)       一       工事担当者       別40端 化 740         完了時)       阻害要因認明書(株式7)       一       工事担当者       別40端 化 740         東地の       種政優材廃棄物       産業廃棄物管理票       工事請負者       工事担当者       法第18条第1項         東地の       建設資材廃棄物       産業廃棄物管理票       工事請負者       現如車又は政令       条例第16条の3         5 15 日以内       引速完了報告(株式9)       運搬終了報告・通知の写し       工事請負者       用有股時       工事租当者       株項16条の3         5 15 日以内       引速完了報告       (株式9)       (運搬終了報告・通知)の写し       工事指負者       工事担当者       未第13		13 条書面(様式 2-1~2-4)		契約事務担当者	契約書に添け	法第13条 省令第4条	合計が500 m以上の健築物の新築・増築工事、又は請負金額が1 億円 (税込み) 以上の建築物の総議・模様替等工事である場合
生効的 (株式5)         通知書 (株式3) の表の写し         元請業者         元請業者         正確2         正確22         工作担当者         持付がイドラケ         上のがイドラケ         工作担当者         持付がイドラケ         上のがイドラケ         工作担当者         持付がイドラケ         日本担当者         時付がイドラケ         日本担当者         時付がイドラケ         日本担当者         時付がイドラケ         日本担当者         日本日当者         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書         日本日司書	4) 工事着手前	通知時(孫戊3)	CREDAS (計画書) (様式 4-1、4-2)	工 <del>事</del> 担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	に作成 (告知書については、下訓製約に先立ち、元請業者から下請
CREDAS (計画書)         一         工事請負者         工事請負者         工事指負者         工事指負者         工事担当者         持りが「ボラル」           工事完了時         (株式 4-1、4-2)         一         工事請負者         工事担当者         取計書に添け         サイが「ボラル」           完了時         (株式 4-1、6-2)         一         工事担当者         設計書に添け         サイが「ボラル」           完了時         (株式 7)         一         工事担当者         設計書に添け         サイが「ボラル」           建設管材施築物の         建設管材施業物の         建業施業物管理票         工事請負者         県知事大は政令         条例第16条の3           引渡完了報告(株式 9)         (運搬終了報告・通知)の写し         工事相当者         出海自当者         大利財金           日渡日から15 日以内         可能完了報告(株式 9)         (運搬終了報告・通知)の写し         工事相当者         大は取合		告知書 (様式5) (工事担当者より元請業者 (Z周知)		元精業者	7. 清業者	法第12条第2項	業者に提出)
工事完了時         CNEDAS (美施書)         一         工事請負者         工事担当者         時かが が うか           (再資源化等 完了時)         阻害要因説明書(様式7)         一         工事担当者         設計書に添け         炒りが が うか           再資源化等報告書(様式8)         (REDAS (美施書)         工事担当者         設計書に添け         炒りが が うか           建設資材廃棄物の         建設資材廃棄物         産業廃棄物管理票         工事請負者         原知事人は政令         条例第16条の3           引渡日から15 日以内         引渡完了報告(様式9)         (運輸終了報告・通知)の写し         工事指負者         「工事租当者         A例第16条の3		CREDAS (計画書) (様式 4-1、4-2)	I	工事請負者	工事担当者	9+491/11 41° 542	建設資材を搬入又は建設周庫物を排出する場合に作成
完了時     阻害要因說明書(様式7)     一     工事担当者     設計書に添付     時のが「作うか」       再資源化等報告書(様式8)     CREDAS(長施書)     工事請負者     上事請負者     上事請負者     法第18条第1項       建設資材施棄物の     建設資材廃棄物     産業廃棄物管理票     工事請負者     県知事又は政令     条例第16条の3       引渡日から15 日以内     引渡完了報告(様式9)     (運搬終了報告・通知)の写し     市長(環境制局)       工事担当者     工事担当者	Ħ	CREDAS (実施書) (様式 6-1、6-2)	I	工事請負者	工事相当者	1449167 115 742	注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
(建設資材施業物の 建設資材廃棄物 産業廃棄物管理票 工事請負者 県知事又は政令 条例第16条の3 (運搬終了報告・通知)の写し	完了時)	阻害要因說明書(様式7) 再資源化等報告書(様式8)	—————————————————————————————————————	工事担当者工事請負者	設計書に添け工事担当者	げかが、 作、 うか 法第18条第1項	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成 特定建設資材 (Con, As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床
建設管材廃棄物の							面積の合計が 80 ㎡以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円(税 込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
	440	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長(環境部局)	条例第16条の3	特定建設資材 (Con、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床 面積が 80 ㎡以上の建築物の解体工事である場合に作成
					工事担当者		

# 根拠等

法:建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12.5)

省令:特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (H14.3)

条例:兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(県1115.3 制定、1119.3 改正)※施工区域が致令市(神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市)の場合は各市条例による。

### 3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

(様式1)

### 説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

 (郵便番号 ー ) 電話番号 ー ー

 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

- 1. 説明内容 添付資料のとおり
- 2. 添付資料
  - ① 説明書資料
  - ② 別紙 (該当工事に必要事項を記載したもの)
  - ③ 工程表(工事着手日及び工程の概略を記載したもの)

様

## 説明書資料

	Т.	事	のな	3 称										
	_			<del></del> 易所										
	I.	事	の机	既要	工事の	重類								
					□ 建築/	物に係る解体	本工事	□ 建築	物に係る新	所築又は増築₫	)工事			
_					□ 建築	物に係る新領	三事等7	であって新	築又は増	築の工事に該当	当しないもの	,		
工					□ 建築	物以外のもの	こに係る角	<b>军体工事又</b>	は新築工	事等(		)	注 1	
事					工事の	規模								
0					建築物に係	系る解体工事		用途		階数	工事対象床 -	· 面積		m²
内					建築物に係	系る新築又は	増築の工	事 用途		階数	工事対象床 -	·面積 •		m²
容					建築物に係	系る新築工事	等であっ	て新築乂	は増築のコ	事に該当しな	いもの			
								用途		階数	請負代金		万円	(税込)
					建築物以夕	トのものに係	る解体工	事又は新	築工事等		請負代金		万円	(税込)
	工			期	平成	年	月	E	~	平成	年	月		日
					工事着手	手予定日	:	区成	年	月		日		
請	会		社	名					現場作	プリカ゛ナ				
明負者	所		在	地	Ŧ									
有	電	記	番	号		_	_	(内線	)	FAX		_	_	

### ※受付番号:

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例: 舗装、築堤、土地改良等)

### (様式1-2 (様式1の別紙))

別紙

### □ 建築物の解体工事

建	築物の構造		筋コンクリート ·クリートブロッ	造 口鉄筋コンクリ ク造 口その他(	一卜造	i )					
工程	工	程		作業内容				分別解体	等の力	法	
ごと	①建築設備:内	装材等	建築設備・内装	材の取り外し	口有	口無	口手作業	口手作	業・機	械作業	の併用
တ							併用の場合	合の理由	(		)
作業	②屋根ふき材		屋根ふき材の肌	り外し	□有	口無	口手作業	口手作	業・機	械作業	の併用
内容							併用の場合	合の理由	(		)
及び	③外装材・上部	構造部分	外装材・上部構	<b>造部分の取り外し</b>	□有	口無	口手作業	口手作	業・機	械作業	の併用
解体	④基礎・基礎ぐ	<sub></sub> ኒን	基礎・基礎ぐに	の取り壊し	□有	口無	口手作業	口手作	業・機	械作業	の併用
方法	<b>⑤その他</b> (	)	その他の取り場	₩U	□有	口無	口手作業	口手作	業・機	械作業	の併用
内装材	内装材に木材が含まれる場合			①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し							
			口可 口不可能	も 不可能の場合の理	理由(						)
建築物	%に用いられた建言	登録材の量の見込				h <sub>ې</sub>					
廃棄	特定建設資材廃	棄物の種類ごと	種	類	量	の見込	発生	Eが見込き	まれる	部分(	注)
物発	の量の見込及び	その発生が見込	ロコンクリート	· 塊		ار د			□③	□@	
生見	まれる建築物の	部分	ロアスファル・コンク	)-ト塊		F <sub>S</sub>			3	□@	
达量			口建設業生材	đ		اد. د			□③	□@	<b>□</b> ⑤
	(注) ①建	築設備・内装材等	②屋根ふき材	③外装材 上部構	造部分	④基礎	・基礎ぐい	· මුදිර	他		

□ 建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用~	する特定建設資材の種類   口コ:	レクリー	ト ロコンクリート及と	終から成る	建設資材 ロアスファルト・コンウソート 口木材
工程	工 程			作	業 内 容
ごと	①造成等	造成等	の工事	□有 □	無
တ	②基礎・基礎ぐい	基礎・	基礎ぐいの工事	□有 □	無
作業	③上部構造的分・外装	上部構	造部分・外装の工事	□有 □	無
内容	④屋根	屋根の	工事	□有 □	無
	⑤建築設備・内装等	建築設	備・内装等の工事	□有□	無
	®その他	その他の工事 口有 口無			
廃棄	特定建設資材廃棄物の種類ごと	の量の	種 類	量の見込	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
物発	見込並びに特定建設資材が使用		ロコンクリート塊	اح	
生見	建築物の部分及び特定建設資材		ロアスファル・コンケノト・塊	۲5	
込量	の発生が見込まれる建築物の部	分	口建設発生术材	۶,	OO OO OO OO OO
	(注) ①造成等 ②基礎・	基礎ぐい	<ul><li>③上部構造部分・外類</li></ul>	支 ④屋根	⑤建築設備・内装等 ⑥その他

□ 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

工化	作物	の構造(解体工事のみ)	口鉄領	筋コンクリート造 口その他(				)	
H-	F172	工事の種類			4本工	<b>*</b>		,	
1		ユーザンハ里大見	1712			•	6 EZ-m/M /		
L.		1			口鉄i			., _,,	
		する特定建設資材の種類	П#;	レクリート ロコンクリート及と	/鉄刀"	5.灰る約			
工利	程	工 程		作業内容			分別解体等の方法	去(解体工事のみ)	
27	٤	① 仮設		<b>使設工事</b>	□有	口無	│ □手作業 □手作業	・機械作業の併用	
တ		②±I		土工事	口有	口無	□手作業 □手作業	・機械作業の併用	
作		③ <del>基礎</del>		基礎工事	口有	口無	□手作業 □手作業	・機械作業の併用	
内容	容	④本体構造		本体構造の工事	□有	口無	□手作業 □手作業	・機械作業の併用	
1		⑤本体付属品		本体付属品の工事	口有	口無	□手作業 □手作業	・機械作業の併用	
1		⑥その他		その他の工事	□有	口無	□手作業 □手作業	・機械作業の併用	
	-	工作物に用いられた建設省	材の量	の見込(解体工事のみ)	h <sub>&gt;</sub>				
廃		定建設資材廃棄物の種類ごと		種 類	量の	見达	生が見込まれる部分で	なは使用する部分(注)	
棄		見込(全工事)並びに特定建設		ロコンクリート塊		اح+	10 00 00 00	0 0 0	
物		i使用される工作物の部分(新館 ・修繕工事のみ)及び特定建調		ロアスファル・コンケノト塊		ا ح	IO	9 05 06	
発		・16種工事のの方及い付定機) 発生が見込まれる工作物の部		口建設発生木材		F <sub>S</sub>		) D\$ D\$	
生		・修繕・解体工事のみ)	JJ (486						
見	Ë	(注) ①仮設 ②土工	③ <b>基</b> i	楚 - ④本体構造 - ⑤本体付属品 -		ክ(ዘ)			
达	l	(12) 0 (1) (2)		. O 11111112 O TITTO IN THE	~	7.0			
量									

### (様式2-1)

### 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事用)

### 1 分別解体等の方法

11.	1. 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
程	①建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し	□手作業
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
논			併用の場合の理由( )
0	②屋根ふき材	屋根ふき材の取外し	□手作業
作		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
業			併用の場合の埋由( )
内	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し	□手作業
容		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
及			
び	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し	□手作業
解		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
休			
方	⑤その他 ( )	その他の取壊し	□手作業
法		□有 □無	□手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち

Щ

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙のとおり
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち

μ

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式2-2)

### 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

1 分別解体等の方法

エ	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法
程	①造成等	造成等の工事	□手作業
ĵJ		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
と	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	□手作業
の		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
作	③上部構造部分·外装	上部構造部分・外装の工事	□手作業
業		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
内	④屋根	屋根の工事	□手作業
容		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
及	⑤建築設備·内装等	建築設備・内装等の工事	□手作業
び		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
解	⑥その他 ( )	その他の工事	□手作業
体		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
方			
法			

2 解体工事に要する費用

なし

- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙のとおり
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

### (様式2-3)

### 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

1 分別解体等の方法

エ	工程	作	業	内	容	分別解体等の方法
程						
	①仮設	仮設工事	Ĭ.			□手作業
と		□有	□無			□手作業・機械作業の併用
の	②土木	土工事				□手作業
作		□有	□無			□手作業・機械作業の併用
業	③基礎	基礎工事	¥			□手作業
内		□有	□無			□手作業・機械作業の併用
容	④本体構造	本体構造	5の工事	Ī.		□手作業
及		□有	□無			□手作業・機械作業の併用
び	⑤本体付属品	本体付属	属品のコ	二事		□手作業
解		□有	□無			□手作業・機械作業の併用
体	⑥その他	その他の	工事			□手作業
方	( )	□有	□無			□手作業・機械作業の併用
法						

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち

Щ

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (特定建設資材廃棄物について記載されていればよい) 別紙のとおり
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち

円

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

### (様式2-4)

(法13条及び省令第4条に基づく書面の裏紙)

別紙

川紙	that we be the	
特定建設資材廃棄物	施設の名称	所在地
の種類		

○○(○○)第○○○号 平成○○年○○月○○日

知事 様 市長 様

> 兵庫県○○県民局長 (○○土木事務所)

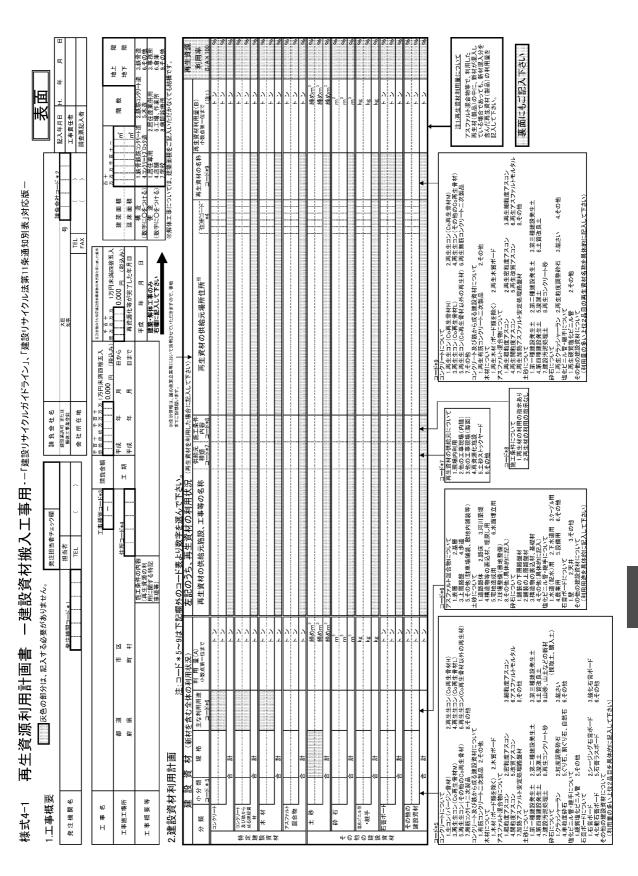
### 通知書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日に 工事着工しますので、下記のとおり通知します。

記

【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

【問い合わせ先】兵庫県○○県民局○○土木事務所○○課○○○ (住所)兵庫県○○市○町○番○号 (TEL)000-000-0000 (FAX)000-000-0000



1777 TO TO BE TO THE TOTAL TO T	産業上書において、解なと前業工事を一体的に施上する場合は、解体分と <b>悪面</b> 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。				2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		w X	2 2	2 2 2			2 2 2	7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		2 2	₹ 2.7	2 2	km   接山m <sup>3</sup> 按山m <sup>3</sup>	km Haum Haum Haum Haum Haum Haum Haum Hau	Lm』 格Lm』 Lm』	2 E E E E E E	Lm3 推Lm3 指Lm3		ンパCJ車乗空田 廃駅車 本間 6大	7.人下ルウイート(中利用先工事が未決定) 8.工事を定地 9.接石場・砂利採取跡地等復旧事業 (コード・13)が (コード・13)が
建設副産物搬出工事用一	は、記入する必要がありません。	ち、現場内で利用したものについてご記入下さい。※任労併権は、国の振荡立案等において活用させていった告ますので、指摘またご記録います。	卒歳丑にりこト ↓	機出先名称	公共 民間 公共 民間 公共 民間	公共	公共公公共民	公共			公共	公共		公共 民	公共	2 公共 民間 公共 民間 公共 民間	7 公共 民間 公共 民間 公共 民間		1 公共 民間 公共 民間 公共 民間 公共 民間	1 公共 民間 公共 民間 公共 民間 公共 民間		**************************************	公共 民間 公共 民間 公共 民間		(建設廃棄物の場合) コード*13(詳細は[表111参照のこと	1. 作列 88条件表现的分离,在自己分离) 1. 作列 8. 化聚苯甲基苯乙基基 1. 化苯甲基苯乙基乙基乙二苯甲基苯乙基乙二苯甲基苯乙基二苯乙基甲基苯乙基二苯乙二苯甲基苯乙基二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯二苯
再生資源利用促進計画書 一	表面(様式1)に必ずご記入下さい 仮色の部分	現場内利用の欄には、発生量のう	ninii		2	2 2	2		表 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2	92093034		3 2223 12220	17 総出力で		表出来————————————————————————————————————	表出来 養田米 養田米	表	機出先 地山m <sup>3</sup> 地山m <sup>3</sup> 地山m <sup>3</sup> 機出先1		· 如山部。	是 是 是 是 是 是	春山 <sub>田</sub> 。	тепри	_   	込材
様式4-2	1.工事概要	2.建設副產物搬出計画	建設副産物の種類の種類	Luc	コンクリート基	对体 技术 建設舍生木材A 建设 (4.4.1-10.5.11) 数 4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	24	その他がれき類	建設発生木材B (エム、ESHなどが選集 かだっかもの)	建設汚泥	金属くず	福祉化プニーで乗り続き			参楽へが	アスペンスト (飛散性)	その他の分別された廃業物	混合状態の確実物 (建設課合係要物)	第一種建設発生工	第二種建設発生土	_	生 第四種土産設発生土	十無幾	和	J—F*10	1.路壁材 2.表込材 3.増戻し材 4.その他(具体的に記入)

### 告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

\_\_\_\_様

 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

 (郵便番号 ー ) 電話番号 ー ー

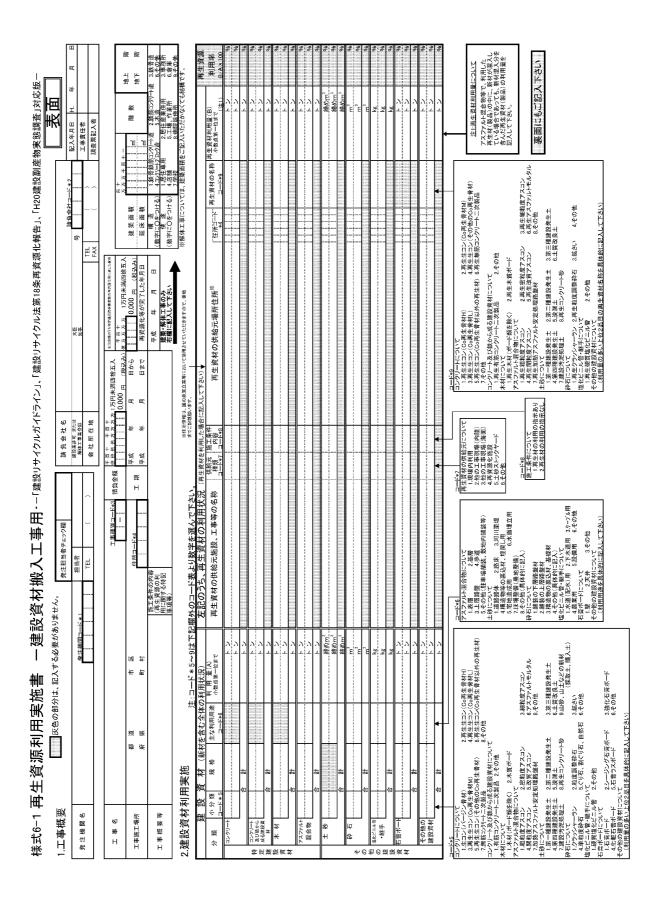
 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

- 1. 説明内容 添付資料のとおり
- 2. 添付資料
  - ①通知書写し
  - ②別紙(説明書に添付したもの)
  - ③工程表(説明書に添付したもの)

40



一建設副産物搬出工事用一 様式6-2 再生資源利用促進実施書

2

椢 憲.

づち期場内 改良分 建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。 4.現場外搬出量 2 2 2 2 2 2 2 2 2 **選出業 + 日 +** 1年所31 \* 砂場内利用の棚には、発生量のうち、砂場内で利用したものについてご記人下さい。※#####以 Bloff煮立事がたがで活用させていインイクセルサック ので、含素なでは近眺、すず、 搬出先場所住所 施工条件 の内容 コー・\* 12 区分 どちらかにOを 付けて下さい 
 公共 展問

 公共 展問
 現場外搬出につい 搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に かたる時は、用紙を換えて下さい。 輸出先2 機出先2 機出先2 機出先2 機出先2 機出先2 機出先2 强 ③減量化量 ②利用量 5ち朔場内 改良分 小数点等一位まで 小数点等一位まで 1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい 現場內利用 3 5 3 3 2.建設副產物搬出実施 ①発生量 =(2)+(3)+(4) (掘削等) 建設副産物 の 種 類 建設発生木材A (年、ボーバルボルが付 が開発性なったもの: アスファルト・ コンクリート機 場外搬出時 の性状 その他がれき類 建設廃棄物 建設発生土

2	2	下ン 駿田先2	<b>☆☆</b>	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三		Ē	····	\ \frac{1}{2}
7		搬出先1		4 民間		km	3	
٩ -	1937/10	搬出先2		民間		km	7	74
廃塩化ビニ			<b>本</b> 泰	長 民間		km	kg.	
ル管・継手 kg		搬出先2	公共	民間		km	kg	%
麻ブラスチック		搬出先1	<b>本</b> 农	長民間		km	7	
(水電に ) (音・様手を除く) トン				民間		km		2
111111111111111111111111111111111111111		搬出先1	<b>本</b> 交	北 民間		km	7	
2		搬出先2	<b>长</b> 谷			km	7	ş
# / <del>1</del> %	11010	搬出先1	<b>并</b>	長 民間		km	7	
2	222 225	搬出先2				km	<u>.</u>	ž
		搬出先!	#炎]	民間		. km	2	
(第表布)	711935	搬出先2		三		k W		ž Ž
その街の分別	2001	黎出先1	半々			- km	7	
された廃棄物 トン				民間	i		<b>1</b>	2
混合状態の液更物	0423	搬出先!	*************************************	と 民間		km	<b>→</b>	
理技法合席業物) トン				民間			7	7.
種		搬出先1				km	地山m。	地口m3
建設発生土 地山㎡	地山m <sup>3</sup> 地山m <sup>3</sup>			民間		km		地山m』
華		搬出先_	公共	5 民間		- ky	地口品。	地口か。
建設発生土 地山m <sup>3</sup>	#ப்பா <sup>3</sup> #ப்பா <sup>3</sup>			民間		km	地山m³	地山m』 一地山m3
種		搬出先1	本	長民間		km	<sup>。</sup> 。如山站	유 다 프 및
建設発生土 地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup> 地山m <sup>3</sup>	:		民間			地山m³	±்ப்பா விர்பியி
種		搬出先1	<b>并</b> 农 ]			kh	地山ma	地山m <sup>3</sup>
建設発生士 地山m <sup>3</sup>	#ப்பா <sup>3</sup> #ப்பா <sup>3</sup>	搬出先2	公共			km	地山m。	地山m』   親山m!
※ ※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0.000 to 1000	搬出先	<b>举</b> 农	長 民間		km	e ullu	是一种
@BSSESSS 地山m³	் ஆய்ஸ் ஆய்ஸ்			民間			地山m³	±்ப்பார்
# 推山m <sup>3</sup>	地山m。地山m。						地山m <sup>3</sup>	# THE WATER
•				イニの留参  11   編   表   10   10   11   11   11   11   11				<b>+</b>
	⊐—ド*12		建設廃棄物の場合】		【建設発生土の場合】			イン) 上部東田田田県東田によ
1.8歳分析 2.歳込材 3.垣戻し材 4.その他(息体的に記入) 1.歳却 2.照水 1.億劫 2.照水 3.大日が終 4.その他(自体的に記入) 4.その他(自体的に記入)	指表について   指表について   指表について   4 名称について   4 名称について   4 名称について   5 名称について   5 名称について   5 名称には   5 名称にいないが、		8.原業物長 2.他の工事類場 9.原業物長 2.他の工事類場 9.原業物長 4.中間必定施設(アスアルト合材ブラル) 4.中間の定権設(マスアルト合材ブラル) 6.中間の定権(2.0.イントルがの再資源化施設) 6.中間の運施設(サーマル) 7.中間処理施設(単純権知)	8.原装物层核似分場(淮面迎分場) 9.原案物层核心分場(内陸処分場) 10.その他の処分 万ント) 再資源化施設)	1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 7.だし、廃棄物最終 4.土質改良ブランド(再 5.土質改良ブランド(再 6.ストックヤード(再利用	7.7 8.五 9.狂 0.探 0.分場を除く 10.8 0.日先工事が決定:11.8 0.日先工事が未決:12.8 9.任工事が決:12.8 11.3 11.3 11.3 11.3 11.3 11.3 11.3 11	7月7~74~1(再利用先工事が未決定。2他の工事環境(内陸) 6工事产定地 6工事产定地 6基本产业 7.0年产产业 7.0年产产业 7.0年产业 7.0	

リサイ	(クル	/阻害要5	因説明書
			コルフェー

発注機関名	
工事名	
工事概要	

т	z+h ⊕几	次 ナナチロ	用計画
Ι.	<b>建設</b>	自州利	用計劃

【】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値		土	砂		砕 7	<u> </u>	アス	ファルト混	合物
177,日禄旭、[]77,計画旭、()77,建成旭	(		%)	(		%)	(		%)
	[		%]	[		%]	[		%]
計画書に比べて10%以上下がった理由		100	%]		100	%]		100	%]
再生材の供給場所がなくなった									
再生材の供給量が減少した									
再生材の規格が仕様に適合しなくなった									
その他(下の括弧内に記入)									

その他		

Ⅱ. 建設副産物搬出計画・実績 1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

		76					
【】内:目標値、[〕内:計画値、( )内:達成値	建	設発生	±±		コンクリート塊	アスプ	アァルト・コンクリート塊
177,日保恒、177,前四恒、777,建风恒	(		%)	(	%)	(	%)
	[		%]	[	%]	[	%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[	90	%]	ľ	概ね100%】	[	概ね100%】
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)							
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった							
有害物質が混入していた							
再資源化施設がなくなった							
再資源化施設の受入容量が減少した					·		
その他(下の括弧内に記入)							

その他			

### 2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

2. 建設污泥、建設光工不材、建設混合烧果物	7	建設汚	泥	貄	設発生木材	建設混合廃棄物
【】内;目標値、[]内;計画値、()内;達成値	,	三以八	<i>"</i> L %)	(	(%) (%)	是欧洲口况来的
	[		%]	[	%]	
計画書に比べて10%以上下がった理由	ľ	95	%]	[	95%以上 】	
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)						
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった						
有害物質が混入していた						
再資源化施設がなくなった						
再資源化施設の受入容量が減少した						
その他(下の括弧内に記入)						

その他			_
			,

注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の 欄に〇印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

### 再資源化等報告書

平成 年 月 日

_ <u>(郵</u> 住)	名(法人にあっては商号乂は名称及び代表者 更番号 ー )電話者 所	
	i化等に関する法律第 18 条第 1 項の 等が完了したことを報告します。	り規定により、下記のとおり
1. 工事の名称 2. 工事の場所	記	
3. 再資源化等が完了した。	F月日 平成 年 月の名称及び所在地(書ききれない場	•
特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

(様式9)

### 建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事	様
注文者	様

報告者 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話	(	)	)	_	番
-					

解	<b>昇体工事の名称</b>					
解	<b>F体工事の場所</b>					
建	建築物等の構造			解体工事対象床面	ī積	m²
解	解体工事の請負代金			引渡完了年月日		
建	建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費	合計	
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業 搬出先事業	差場の名称 差場の所在地			
		引渡量				
	がれき類(コンクリー トくず)	搬出先事業場の名称 搬出先事業場の所在地 引渡量				
	がれき類(アスファル トくず)	搬出先事業 搬出先事業 引渡量	送場の名称 送場の所在地			
	金属くず	搬出先事業 搬出先事業 引渡量	送場の名称 送場の所在地			
		搬出先事業 搬出先事業 引渡量	差場の名称 差場の所在地			
		搬出先事業 搬出先事業 引渡量	<ul><li>場の名称</li><li>⇒場の所在地</li></ul>			

- 注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事 に係る部分の床面積を記入してください。
  - 2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属く ず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材 廃棄物の種類を記入してください。